

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り)
の翌日

目次

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
数人が共同して行なう土地改良事業の認可
基本測量を終わつた旨の通知
道路の位置の指定

◇公 告 危険物取扱主任者試験の合格者

昭和四十二年度第三回高压ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月二十一日から施行する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 鹿児島県 福島県 滋賀県
山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 秋田県 佐賀県 熊本県
奈良県 静岡県 高知県 栃木県 山口県 三重県

鳥取県告示第七百三十六号

倉吉市 岡門協覚ほか四十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十一月八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（五千分の一国土基本図測量）
- 二 作業地域 米子市及び境港市
- 三 終了年月日 昭和四十二年十月三十一日

鳥取県告示第七百三十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十一月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市本町四丁目 一四番地	鳥取市寿町七八四ノ三	八・〇〇メートル
田 中 宣 二	"	幅員 四・五メートル 延長 四・〇〇メートル
"	"	幅員 四・〇〇メートル 延長 三・七〇メートル
"	"	幅員 四・〇〇メートル 延長 三・七〇メートル

公 告

昭和42年11月8日行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年11月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

乙種第4類

氏 名	住 所	備 考
藤 聡 夫	沢 良 一	樹 正 茂
福 田 日出夫	沢 正 興	本 垣 敏 夫
藏 中 村野百合子	山 本 正 明	高 西 高 泉
小 木 村野安	山 野 德 美	岩 下 上 川
大 矢 部山安	山 野 德 博	井 田 田 島
横 大 河原上	懸 野 裕 子	清 勝 工 章
河 藤 上 田 保	北 野 村 学	川 長 寛
藤 滝 林 田 川	大 泥 橋 方	寛 久 間 幸 男
林 田 中 田	信 弘 親 幸 矩	木 尾 木 野 大
田 高 谷 春 一	信 弘 親 幸 矩	皆 松 皆 牧
美 行 美	義 則	

津片宝大田中岡山山野山森岡林有大坂前宮足梅青勝安
 村山田平見田司本田沢根山野本立谷戸部達
 巖茂博夫人夫詔夫雄男一文生俊幸藏夫敬長寛朗二男平
 道義幸鉄建威純洋敬克喜金早勝史恒紀久庄平
 大山村戸四橋落脊高勝坂大森浦金德橋和法角田中川浜
 田田田井本合藤田原本村田瀬田丸尾田西中野上田
 政勝誠敏義信和春恵寛秀洋昌嘉長次郎愛工喜正郎
 始美明也三司孝三夫夫子昌雄勇二働子福郎愛工喜正郎
 板湯田田田桐藤小池西小坂阿石山前渡近大芥井湊矢畑
 垣野中村中谷原島沢田本部原下田辺藤西藤塚倉輝孝
 碩政菟義光厚弘幸政善慎健則賢靖広輝孝
 武彦春夫雄治生之弘稔子弘雄人一治勉久二男美勇昭治

森西柳二山浅官森川西杉安木出保
 口垣栞宮中井脇脇田垣原達下沢田
 芳文正勝俊利二勝貞源総一俊垣
 夫淳昭博義健彦宣朗志雄次一俊垣
 中福松高梅中児奥足瀬松永角井野宮
 村田原木木嶋玉谷立尾井井田野伸
 隆圭訓敦敦重弘敏和久朴一
 昭二良敏美仁年忍進之晋男久朴一
 西林桜寺垣本本辺岡辺渡馬井高伊野山
 谷井本本正浩一郎
 清忠豊秋美男実郎靖
 八重子介輝

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条2項の規定により、昭和42年度第3回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年11月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
高圧ガス第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの販売に必要な通 常の保安管理の技術	9時30分から10時30分まで 10時40分から12時10分まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和42年12月10日（日曜日）
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験年続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

(1) 受験願書

高压ガス作業主任者試験および高压ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）別表第3の様式によること。

-(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像のものを願書にはりつけること。

(注) 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工指導課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和42年11月21日から昭和42年11月28日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。